相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区上原一丁目一一二二番地、最後の住所兵庫県朝来市和田山町寺谷七〇七番地一　被相続人　亡　中村　明子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十一日

兵庫県朝来市和田山町寺谷七一〇番地二　相続財産管理人　司法書士　福田　伸之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県伊都郡九度山町大字椎出八四九番地、最後の住所和歌山県橋本市しらさぎ台一一番地の七　被相続人　亡　川口尹久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十一日

和歌山県橋本市岸上八八―一紀ノ川法律事務所　相続財産管理人　弁護士　薦田　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市古川甲三七六番地二、最後の住所愛媛県西条市禎瑞三八五番地療護施設ていずい　被相続人　亡　逢澤やす子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十一日

愛媛県松山市小栗六丁目五番三九号　相続財産管理人　狭間　雄樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市出雲二丁目一〇七番地、最後の住所長崎県長崎市布巻町五三四番地一ラピナスの園　被相続人　亡　小野喜久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十一日

長崎県長崎市京泊三丁目三〇番三〇号青木コーポ二〇二　相続財産管理人　司法書士　田川　裕祐

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十九年十月十一日

一　墳墓等所在地　大阪市天王寺区茶臼山町一番三一号

一　墳墓等の名称　宗教法人統国寺

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳　駒井氏

一　改葬を行おうとする者　大阪市天王寺区茶臼山町一番三一号　宗教法人統国寺　代表役員　崔　憲蔵

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年十月十一日

一、墳墓等所在地　熊本市西区城山下代二丁目七三六番二

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　熊本市西区城山下代二丁目一―三〇　代表者　渡辺　久子

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により、左記の者はそれぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとしておりますので公告します。当該営業保証金について家畜商法第十条の四第一項の権利を有する方は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を岩手県知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

平成二十九年十月十一日

岩手県二戸市堀野字大川原毛二六五番地六　工藤　直樹

営業補償金額　金二万円

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により、左記の者はそれぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとしておりますので公告します。当該営業保証金について家畜商法第十条の四第一項の権利を有する方は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を岩手県知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

平成二十九年十月十一日

岩手県二戸市堀野字大川原毛二六五番地六　工藤真利子

営業補償金額　金二万円

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により、左記の者はそれぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとしておりますので公告します。当該営業保証金について家畜商法第十条の四第一項の権利を有する方は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

平成二十九年十月十一日

東京都豊島区池袋二丁目三九番一号堀越ビル三階　記

株主名簿上の株主氏名及び住所

高橋　健一　東京都板橋区徳丸六―二五―一二高山荘一五号

中谷敏太郎　秋田県秋田市南通みその町五―四〇

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十月十一日

東京都豊島区池袋二丁目三九番一号堀越ビル三階　メルスモン製薬株式会社　代表取締役　船生功一郎

株式の種類及び数

普通株式　二三三三株

普通株式　一〇〇株

平成二十九年十月十一日

左記代理人　栃木県家畜商商業協同組合　理事長　富田　榮一

一、住所　栃木県大田原市北野上二〇五一番地　氏名　佐川　末吉

右記の者取戻し営業保証金の額　二万円

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により、左記の者はそれぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとしておりますので公告します。当該営業保証金について家畜商法第十条の四第一項の権利を有する方は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

平成二十九年十月十一日

左記代理人　栃木県家畜商商業協同組合　理事長　富田　榮一

一、住所　栃木県大田原市北野上二〇五一番地　氏名　佐川　伸一

右記の者取戻し営業保証金の額　二万円

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十九年九月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から徐斥します。

平成二十九年十月十一日

東京都千代田区鍛冶町一―九―九石川ＬＫビル　日本ばね工業厚生年金基金　代表清算人　相羽　繁生